

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2025年2月1日
大東建託株式会社
ハウスコム株式会社

2025年2月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長執行役員CEO 竹内 啓

東京都港区港南二丁目16番1号
ハウスコム株式会社
代表取締役社長 田村 穂

大東建託株式会社（以下「大東建託」といいます。）及びハウスコム株式会社（以下「ハウスコム」といいます。）は、2024年10月29日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年2月1日を効力発生日として、大東建託を株式交換完全親会社、ハウスコムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年2月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったハウスコムの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

ハウスコムは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2025年1月10日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である大東建託の商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしましたが、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行ったハウスコムの株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による手続の経過

大東建託は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過

大東建託は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2024年10月29日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるハウスコムの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、大東建託は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

（3）会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により大東建託に移転したハウスコムの株式の数は、本株式交換により大東建託がハウスコムの発行済株式の全部（ただし、大東建託が所有するハウスコム株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のハウスコムの発行済株式総数から大東建託が所有するハウスコムの株式の数を除外した3,680,151株です。なお、上記発行済株式総数は、後記5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- （1）大東建託は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を大東建託に通知した大東建託の株主はありませんでした。
- （2）ハウスコムは、会社法第783条第1項の規定により、2024年12月20日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- （3）ハウスコムの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において2025年1月30日付で上場廃止となりました。
- （4）ハウスコムは、2024年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 109,849株の全てを消却いたしました。
- （5）大東建託は、本株式交換により、基準時のハウスコムの株主（ただし、大東建託を除きます。）に対して、その所有するハウスコムの普通株式1株につき大東建託の普通株式0.08株の割合をもって、大東建託の普通株式を割当交付いたしました。なお、大東建託が割当交付した大東建託の普通株式の合計は 294,412株であり、その全てを大東建託が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(6) 本株式交換に伴い増加した、大東建託の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第39条に従い大東建託が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0円

以上